

大島町南自治会が設置する防犯カメラの設置及び利用基準

(目的)

第1条 大島町南自治会は、大島町2丁目、3丁目、4丁目、田代本通5丁目1番地～8番地地域に設置する防犯カメラについて、空き巣などの犯罪の防止を図ること、又資源ゴミの不法投棄などの監視を図り、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護と調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置の概要)

第2条 防犯カメラは、別図の場所に計5台設置する。

(防犯カメラの設置及び利用)

- 第3条
1. 防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置個所及び撮影範囲が必要最小限となるように、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。
 2. 防犯カメラの設置者は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。
 - (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
 - (2) 設置者名 「大島町南自治会」

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

- 第4条
1. 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。
 2. 管理者責任者は、(会長：氏名)とする。
 3. 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う取扱者(原則、管理責任者とは別の者)を置くこととする。
 4. 取扱者は、(副会長：氏名、防犯カメラ委員：氏名)とする。
 5. 画像を閲覧できるものは、管理責任者及び取扱者のほか、(防犯委員：氏名、保健環境委員：氏名)とする。

(画像の保存及び取扱)

- 第5条 設置者、管理責任者及び取扱者(以下「設置者等という」)は画像の漏えい、滅失、棄損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする
- (1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
 - (2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第6条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また記録媒体を持ち出す場合は施錠可能なカバン等を使用して盗難、紛失等に留意し、常時携行しなければならない。
 - (3) 画像の保存期間は、最大1か月とする。
 - (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
 - (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(画像の利用及び提供の制限)

- 第6条 設置者等は、画像を設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合(画像の提供を求める時は文書によるものとする)。
 - (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(苦情等の処理)

第7条 苦情や問い合わせには、設置者が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 1. 設置者は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するように努めなければならない。
2. この基準に記載されてない事項については、「**名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン**（平成19年9月10日施行名古屋市市民経済局長決裁）」に準じて取り扱う。

付 則

この基準は、平成26年 11月1日から施行する。

この基準は、平成29年 11月1日から一部改正して施行する。

この基準は、2020年 10月1日から一部改正して施行する。